

# 長期使用製品 安全点検制度 Q & A

- Q 【制度の概要について】  
いつから、何がどう変わるのですか？
- A ●法律の公布は平成19年11月21日ですが、施行は平成21年4月1日からとなります。  
●長期使用に伴う経年劣化事故を防ぐために、対象の9品目について、点検制度が設けられます。パナソニックでは、法施行時に製造・輸入を行うビルトイン食器洗い乾燥機とバス換気乾燥機の2品目が対象となります。対象製品の所有者は、製品ごとに定められた点検期間中に点検を受けていただくことになります。 \*点検費用はお客様負担

- Q 【対象商品について】  
ビルトイン食器洗い乾燥機とバス換気乾燥機が対象となった理由は？
- A ●これら製品は、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生ずるおそれがあり、消費者自身による保守が難しいものとして、制度の対象となりました。

- Q 【既販品について】  
すでに販売した製品への対応は？
- A ●点検することが望ましい時期が到来した製品について、ホームページにより情報提供することとしております。  
●お客様からのご希望に応じて点検を承ります。  
\*点検費用はお客様負担

- Q 【設計標準使用期間】  
ビルトイン食器洗い乾燥機とバス換気乾燥機の設計標準使用期間とその根拠は？
- A ●標準的な使用条件の下で使用した場合に、経年劣化による安全上支障なく使用できる期間が「設計標準使用期間」です。  
●ビルトイン食器洗い乾燥機とバス換気乾燥機の設計標準使用期間はともに10年です。その根拠は、日本電機工業会の自主基準による標準使用条件、ならびにモーターやヒーター等の主要部品の耐久性に基づき設定しています。

- Q 【点検期間と料金】  
いつ点検が必要になるのですか？ 費用は？
- A ●ビルトイン食器洗い乾燥機とバス換気乾燥機の点検期間はともに、製造年月から8.5～11.5年の3年間で、点検費用は、お客様負担となります。点検後、整備（修理）が必要とされた場合、その部品代、技術料、出張料等が別途発生します。また、部品の保有年数を超過した場合、整備用部品がないことにより、整備（修理）ができない場合があります。

- Q 【ブランド事業者の責務】  
キッチンメーカー、バスメーカー、ガス会社は法律上、何をする必要がありますか？
- A ●対象製品の設置などを行うメーカー、ガス会社様においては、法律上、関連事業者としての責務を負います。具体的には、お客様に対して、点検等の保守や所有者情報の提供の必要性について説明することで、所有者の取り組みをサポートする役割を担います。

- Q 【販売店や工務店の役割】  
いままでとどう変わりますか？
- A ●法律上（1）お客様への引渡し時の説明義務、（2）所有者情報の、提供の協力義務を負います。  
具体的には、製品に同梱されている所有者票をお客様に示して、その記載内容をご説明するとともに、所有者票の送付を代行するなどの協力を行うことが求められます。

- Q 【お客様にさせていただくことは】  
お客様にさせていただくことは？
- A ●対象製品の所有者は、法律上、次の責務を負います。  
（1）所有者票の返送などの方法により、特定製造事業者等（メーカー）に所有者情報を提供すること  
（2）点検期間に点検を受けるなど、対象製品の保守に努めること

- Q 【買い替えの対応】  
点検結果により買い替えを希望された場合の販売の窓口は？
- A ●お客様が買い替えを希望された場合は、まずは購入された販売店にご相談いただくようご案内します。  
●購入された販売店が不明の場合は、メーカーにご相談いただくようご案内します。

## 長期使用製品 安全表示制度 Q & A

- Q 【表示制度対象商品について】  
レンジフードは表示制度の対象製品ですか？
- A ●電気用品安全法の技術基準省令の改正により、対象の5品目について、表示が義務付けられました。レンジフードは、表示制度の対象です。

- Q 【表示シールの有無による性能差】  
同一品番なのにシールが貼っていないものは性能が違うのですか？
- A ●法施行日の前後により、同一品番の製品でシールの有無が市場に混在することが考えられますが、性能の差はまったくありません。

- Q 【設計標準使用期間の根拠】  
シールに表示された期間であれば、メーカーは保証してくれるのですか？
- A ●設計上の標準使用期間とは、標準的な使用条件で使用した場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間であり、保証期間とは異なります。

もっと詳しくお知りになりたい場合は

- 経済産業省のホームページ  
[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07kaisei.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html)
- パナソニック対象製品のホームページ  
・ビルトイン食器洗い乾燥機 <http://www.panasonic.jp/sumai/dishwasher>  
・バス換気乾燥機 <http://panasonic.jp/kanki/index.html>

パナソニック株式会社 ホームアプライアンス社  
〒525-8555 滋賀県草津市野路東2丁目3番1-2号

パナソニック エコシステムズ株式会社  
〒486-8522 愛知県春日井市鷹来町字下仲田4017番

このパンフレットの記載内容は平成21年1月現在のもので、  
[FY-JJ090] [PM12]

Panasonic  
ideas for life

平成21年4月1日から施行

# 長期使用製品 安全点検制度 長期使用製品 安全表示制度が始まります



長期使用製品 安全点検制度は…

製品に設計標準使用期間・点検期間を表示します

お客様から所有者情報を提供いただきます（製品に所有者票を同梱）

お客様に点検期間を事前にご案内し、点検を実施します

販売事業者  
関連事業者 は…

所有者情報の提供と点検（有償）の  
必要性を、お客様に説明します

## 長期使用製品 安全点検制度の概要

## 制度の趣旨

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが高いものについて、事故防止のため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度です。

**対象製品**  
(特定保守製品)<sup>※</sup>

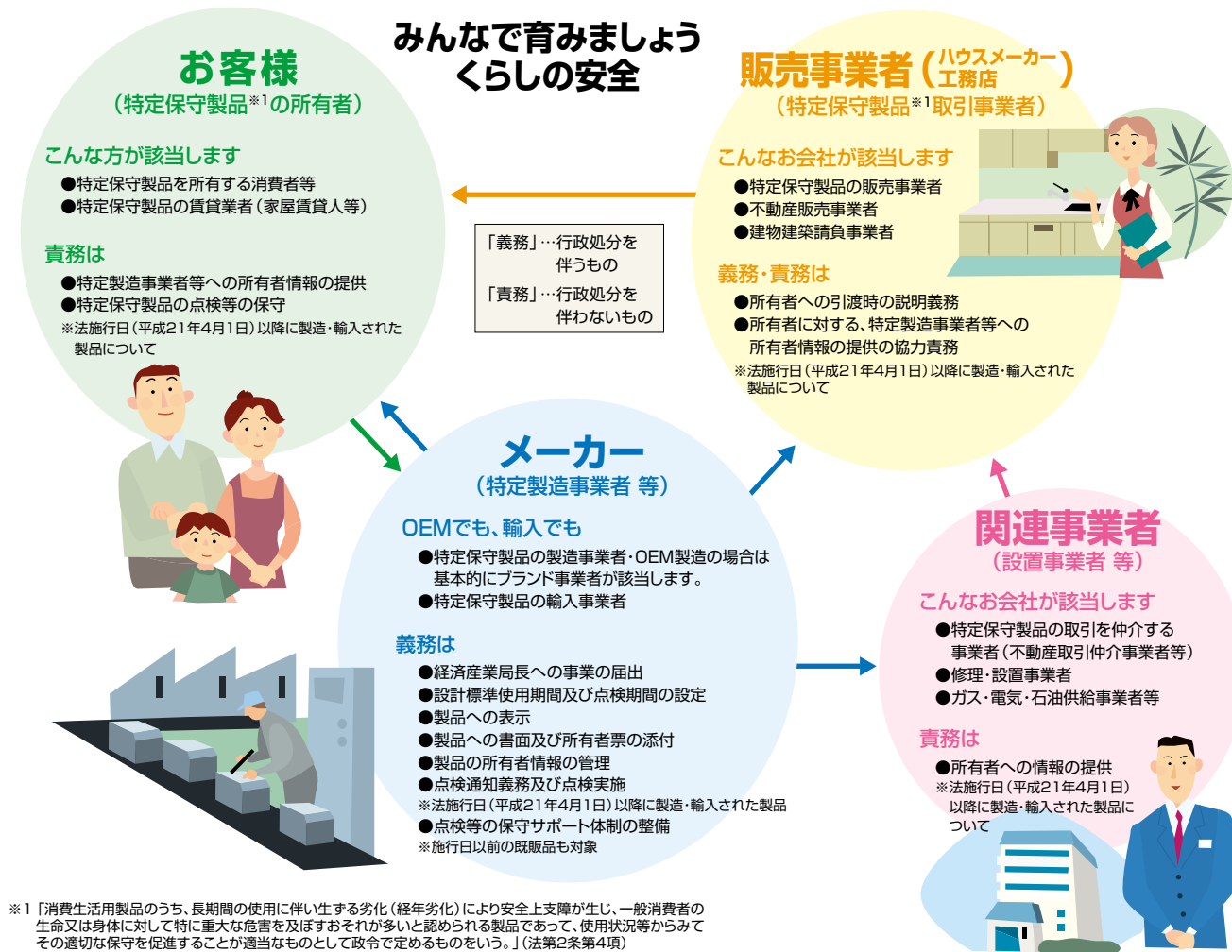
パナソニックにおいては、法施行時に製造・輸入を行う次の製品が対象となります。

- ビルトイン式電気食器洗機  
(ビルトイン食器洗い乾燥機)
- 浴室用電気乾燥機  
(バス換気乾燥機)

●屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)  
●屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、LPガス用)  
●石油給湯機 ●石油ふろがま ●密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機

施行開始

平成19年11月21日に公布。平成21年4月1日より施行されます。



## 長期使用製品 安全表示制度の概要

## 制度の趣旨

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、長期間使用されることが多い製品について、経年劣化によるリスクの注意喚起等の表示を義務化することにより、消費者等の長期使用時の注意喚起を促す制度です。

## 対象製品

パナソニックにおいては、法施行時に製造・輸入を行う次の製品が対象となります。

- 扇風機 ●換気扇 ●エアコン ●洗濯機(洗濯乾燥機を除く)

なお、次の製品については、既に製造・輸入を行っておりません。  
●ブラウン管テレビ

## 表示内容

- 製造年 ●設計上の標準使用期間（標準的な使用条件下で、安全上支障なく使用することができる標準的な期間）  
●設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがあること

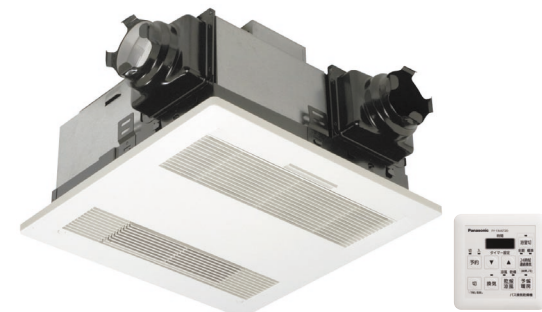
## 施行開始

平成20年5月1日に公布。平成21年4月1日より施行されます。

## 長期使用製品 安全点検制度の具体的実施内容



ビルトイン式電気食器洗機  
(ビルトイン食器洗い乾燥機)



浴室用電気乾燥機  
(バス換気乾燥機)

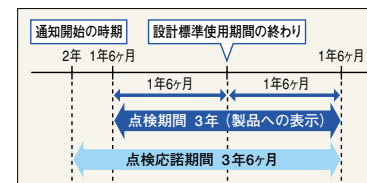
## 製品への表示

- ビルトイン食器洗い乾燥機は、本体庫内操作部（上面）横に表示します。
- バス換気乾燥機は、本体ルーバー部とリモコンに表示します。

| 特定保守製品                   |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| ・品番 NP-P45M1             | ・製造年月 2009年4月             |
| ・特定製造事業者等名<br>パナソニック株式会社 | ・点検期間<br>2017年10月～2020年9月 |
| 大阪府門真市大字門真1006番地         | ・問い合わせ先 0120-841-344      |
| ・設計標準使用期間 10年            | 長期使用製品安全点検センター            |

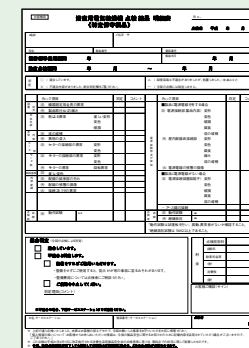
## 点検のタイミングは

- 点検期間は、設計標準使用期間（10年）の終わりをはさんだ前後3年間です。
- 点検期間の6ヶ月前から点検のご案内を通知します。



## 点検の実施

- 点検料金を設定し、手引  
きを作成するなど体制を  
整備します。
- 点検を済ませたら「点検  
結果シート」に記載。その  
結果をお伝えし、情報はし  
っかり保管します。



〈点検結果シートの例〉

**お客様に所有者情報をご提供いたします**

- 製品に所有者情報を記入し、返送できるはがき（所有者票）を同梱します。（インターネット、電話での登録もできます）
- 所有者票は、保護シール付きのはがきとし、個人情報保護に配慮しております。

[illegible]

カタログ、HPなどでも  
広くお知らせ

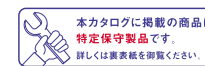
- 点検期間にある製品は、型番などを公表していきます。  
(法律の施行以前に販売した「既販品」についても対応します)



ビルトイン食器洗い乾燥機  
総合カタログ



バス換気乾燥機  
総合カタログ



当該該製品の総合カタログ、及び個別商品カタログなどでは、  
法令の施行に合わせて左記のマークを順次表示していきます。